

茨城県報

第5621号

昭和43年7月8日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

規 則 (人 事 委 員 会)

	ページ
●職員の給与に関する規則の一部改正	1
●職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正	3
●職員の旅費に関する規則の一部改正	3

告 示

●茨城県立身体障害者更生指導所費用に関する条例第1条の規定による基準の一部改正 (社会福祉課)	4
●結核予防法に基づく医療機関の指定(保健予防課)	4
●結核予防法に基づく指定医療機関の辞退(〃)	4
●石岡市茨城地区換地計画の縦覧(農地管理課)	4
●木材業者等の登録(県北農林事務所)	5

(人 事 委 員 会)

●県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部改正	5
------------------------	---

公 告

●土地立ち入り測量(3件)(監理課)	6
●宅地建物取引業者の免許について(建築課)	7
●建築許可に関する聴聞(2件)(〃)	7

辞 令

●児玉雅雄ほか	8
---------	---

雑 報

●市町村長の当選	10
----------	----

規 則

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和43年7月8日

茨城県人事委員会委員長 山 口 昇

茨城県人事委員会規則第9号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表の教育職給料表(一)の適用範囲の欄の1中「および実習助手」を「, 実習助手および

寮母」に改め、同表の研究職給料表の適用範囲の欄の1中「水産事務所、水産試験場および」を「水産試験場、内水面水産試験場および」に、「および水産事務所の所長ならびに」を「の所長および」に、同表同欄の2中「拓務課」を「農地拓務課」に改め、同表の医療職給料表(二)の適用範囲の欄の1中「マッサージ師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士および細菌検査員」を「衛生検査技師(助手を含む。)、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師および柔道整復師」に、同表同欄の2中「歯科衛生士および細菌検査員」を「衛生検査技師(助手を含む。))および歯科衛生士」に、同表同欄の4中「拓務課」を「農地拓務課」に改め、同表の医療職給料表(三)の適用範囲の欄中「拓務課」を「農地拓務課」に、「看護人」を「看護士」に、「准看護人」を「准看護士」に改める。

別表第9の表中「薬剤科長」を「科長」に、「衛生課長」を「課長」に改める。

別表第10の表中「保健婦長」を「保健婦室長」に、「看護人」を「看護士」に、「准看護人」を「准看護士」に改める。

別表第19および別表第31の表中「看護婦(人)」を「看護婦、看護士」に、「准看護婦(人)」を「准看護士」に改める。

別表第33の表の9の(3)中「マッサージ師」を「理学療法士およびマッサージ師」に、同表の14の(2)中「看護長、看護婦長、看護人、看護婦、准看護人および准看護婦」を「看護婦長、看護長、看護婦、看護士、准看護婦および准看護士」に、同表の14の(6)中「マッサージ師および歯科衛生士」を「歯科衛生士およびマッサージ師」に改める。

別表第34の表の1の(8)の次に次のように加える。

(8の2) 鹿島臨海工業地帯建設事務所長

別表第34の表の1の(22)の次に次のように加える。

(22の2) 検査室長

(22の3) 鹿島臨海工業地帯建設事務所の次長

別表第34の表の1中

(25) 職員研修所長	を	(25) 吾国山ユースセンター長
		(25の2) 職員研修所長

に改める。

別表第34の表の1の(53)を次のように改める。

(53) 職業訓練所長(笠間職業訓練所長を除く。)

別表第34の表の1の(67)の次に次のように加える。

(67の2) 内水面水産試験場長

別表第34の表の1中

(73) 港務所長	を
(74) 港湾建設事務所長	

「(73) 鹿島臨海工業地帯建設事務所の部長

(74) 港湾事務所長

に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。ただし、別表第34の改正規定中吾国山ユースセンター長に係る改正規定は、昭和43年8月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和43年7月8日

茨城県人事委員会委員長 山 口 昇

茨城県人事委員会規則第10号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和35年茨城県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「茨城県日立港務所および各港湾建設事務所」を「茨城県鹿島臨海工業地帯建設事務所および各港湾事務所」に改める。

第6条の3を第6条の4とし、第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

(医師手当)

第6条の2 条例第8条の2第1項に規定する人事委員会規則が定める医師または歯科医師である職員とは、医師または歯科医師の資格を有する者をもつてあてなければならない職務またはそれらの資格を有する者をもつてあてることが適切であると認められる職務に従事するそれらの資格を有する職員とする。

第8条第1項中「茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所、茨城県水産試験場(以下「水産試験場」という。)、」を「茨城県水産試験場(以下「水産試験場」という。)、茨城県内水面水産試験場、」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和43年7月8日

茨城県人事委員会委員長 山 口 昇

茨城県人事委員会規則第11号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則(昭和37年茨城県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「看護婦(人)および」を「看護婦, 看護師および」に, 「准看護婦(人)」を「准看護婦および准看護師」に改める。

付 則

この規則は, 公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第815号

茨城県立身体障害者更生指導所費用に関する条例(昭和37年茨城県条例第63号)第1条の規定による基準(昭和43年茨城県告示第374号)の一部を次のように改め, 昭和43年4月1日から適用する。

昭和43年7月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

食費 1日 181円

茨城県告示第816号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により, 次のとおり医療機関を指定した。

昭和43年7月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

所 在 、 地	名 称	指定年月日
猿島郡猿島町大字生子2664	起 生 堂 吉 田 医 院	昭43. 6. 1
鹿島郡神栖村平泉2769	坂 本 医 院	〃 43. 6. 2

茨城県告示第817号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づく, 次の指定医療機関は同条第4項の規定によりその指定を辞退した。

昭和43年7月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日	事 由
吉 田 病 院	猿島郡猿島町大字生子2664	昭43. 5. 31	廃 止

茨城県告示第818号

昭和43年6月24日付で石岡市長大和田健三郎から申請のあつた茨城地区の換地計画については, 土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき審査した結果適当と決定したので, 同条第4項において準用する同法第8条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和43年7月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類の名称
茨城地区換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 昭和43年7月8日から
(20日間)
昭和43年7月27日まで
- 3 縦覧の場所 石岡市役所

茨城県告示第819号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和43年7月8日

茨城県北農林事務所長 黒 沢 猛 雄

第 1 種 業 者 登 録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者 氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					所 在 地	名 称	
北農林 第 30 号	昭 30. 6. 20	那珂郡那珂町戸崎 130	古田土 実	古 田 土 林 業	住所に同じ	前記に同じ	木 材

(人 事 委 員 会)

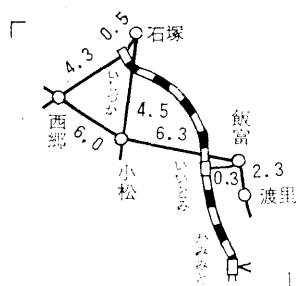
茨城県人事委員会告示第4号

昭和42年5月8日茨城県人事委員会告示第3号で告示した県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部を次のように改正し、昭和43年7月8日以後に出発する旅行から適用する。

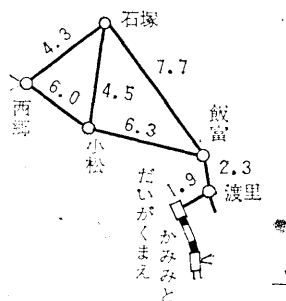
昭和43年7月8日

茨城県人事委員会事務局長 黒 田 保

別表第1の表中



と



に改める。

別表第2の表の日立市の項中

鮎川町二丁目から五丁目まで、油縄子町、成沢町、諏訪町

鮎 川 を

鮎川町二丁目から五丁目まで、油繩子町、東成沢町一丁目から三丁目まで、中成沢町一丁目から四丁目まで、西成沢町一丁目から三丁目まで、成沢町、諏訪町

鮎 川 に改める。

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年7月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道宇都宮笠間線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

笠間市大字片庭字神前、諏訪山、西原、寺平、天神前、松本、里塚、箱田、清水川、女男釜、仙の山、ホジャ、笹峯、藁ヶ沢、蟹門、上ノ台

大字箱田字西浦、河原久保、長町、古山下、辰之沢、間黒前、堀の内、上河原、本郷、金剛寺、宮後、道内、表山、裏山、清水

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和43年7月8日から
昭和44年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年7月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道笠間常陸太田線道路舗装工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

東茨城郡常北町大字石塚字根小屋

桂村大字上坪字根小屋、沼ノ上

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和43年7月8日から
昭和43年12月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年7月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 高 業 の 種 類 県道水戸鉾田佐原線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
行方郡北浦村大字繁昌字木戸の入、笠松、治郎助峯
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和43年7月10日から
昭和43年12月31日まで

●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和43年7月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所所在地
(1) 21	東 洋 土 地	鈴 木 操	鈴 木 操	土浦市荒川沖750—3

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和43年7月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和43年7月12日 午後2時
- 2 聴 聞 場 所 水戸市元吉田町東組342
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 m^2 をこえるもの
(製缶工場の新築)
- 4 申請者住所氏名 水戸市元吉田町1249—21 北 條 仁
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建スレート葺69.66 m^2 新築
原動機3HP新設
- 6 建築物の位置 水戸市元吉田町東組342
- 7 敷 地 面 積 425.7 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和43年7月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和43年7月15日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 勝田市大字中根3266—18
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 m^2 をこえるもの
(自動車修理工場の新築)
- 4 申請者住所氏名 勝田市大字中根3266—18 黒 沢 勝 治
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建スレート葺224.5 m^2 新築
原動機10HP既設
- 6 建築物の位置 勝田市大字中根3266—18
- 7 敷 地 面 積 533.71 m^2

辞 令

配 置 換 (昭和43年7月1日)

茨 城 県

新	現	職	氏 名
参事(企画室付) 兼総務部地方課長	総務部地方課長	事務吏員	児 玉 雅 雄
鹿行地方県民室長 兼鹿行農林事務所長	研究学園都市建設事務 所長	同	黒 沢 常 美
参 事(総務部付)	教育庁財務課長	同	酒 井 正 巳
開 発 部 次 長	総務部財政課長	同	横 川 重 松
研究学園都市建設事務 所長	参事兼消防防災課長	同	小 林 信 厚
参事(商工労働部付)	開発部 開発第一課長	同	萩 原 正 信
参事 兼農業大学校長	鹿行地方県民室長 兼鹿行農林事務所長	同	森 田 美 比
参事 兼農地部農地管理課長	農地部農地課長兼拓務 課長	同	武 笠 克 己
鹿島臨海工業地帯建設 事務所長	土木部港湾課長	技術吏員	芝 田 為 茂
技監兼土木部検査室長	技監兼土木部首席検査監	同	江 幡 義 雄
企 画 室 副 参 事	企画室主任企画員	事務吏員	古 橋 靖
県 民 室 副 参 事 (青少年対策担当)	教育庁小中教職員課課 長補佐	同	坂 本 忠 信
県 民 室 副 参 事	土木部計画第一課課長 補佐	同	三 田 寺 弘
県 民 室 副 参 事 (地方県民室担当)	消 防 学 校 長	同	野 沢 正
鹿行地方県民室次長	開発部鹿島開発第二課 主査	同	追 田 幸 男

総務部副参事(人事課付)	総務部人事課課長補佐	同	堀	正	一
総務部副参事(人事課付) 兼人事課行政考査員	農林水産部教育普及課 課長補佐	同	小	坪	正
総務部職員課長	総務部副参事(人事課付)	同	大	高	欣
総務部財政課長	民生部社会福祉課長	同	川	又	友三郎
同 管財課長	総務部職員課長	同	森	田	栄樹
同 副参事(学事文書課付)	同 地方課課長補佐	同	加	倉井	竜四
同 消防防災課長	鹿行地方県民室次長	同	高	田	勝美
消 防 学 校 長	総務部消防防災課課長 補佐	同	高	瀬	将
総務部公営事業所長	農林水産部農産園芸課 課長補佐	同	武	藤	政夫
開 発 部 開 発 第 一 課 長	建設省九州地方建設局 総務部人事課長	同	望	月	薫雄
同 副 参 事 (開発第二課付)	研究学園都市建設事務 所総務課長	同	会	沢	英
研究学園都市建設事務 所次長	開発部開発第二課課長 補佐	同	高	久	勝二
民生部社会福祉課長	商工労働部観光課長	同	塩	畑	仁
下館地方福祉事務所長	民生部世話課課長補佐	同	永	井	憲一
商工労働部観光課長	企画室 副 参 事	同	藤	田	一平
県西農林事務所農政課長	県西農林事務所農林課長	技術吏員	斎	藤	政一
同 農林課長	同 農政課課長補佐	事務吏員	山	中	博
鹿島地帯特産指導所長	神栖地区農業改良普及 所長	技術吏員	吉	川	久太夫
(兼) 内水面水産試験場長	農林水産部技佐 (水産施設課付)	同	佐	久間	今朝四
農地部農地計画課長	農地部耕地第二課長	同	綿	引	定幸
同 技佐(農地計画課付)	土浦土地改良事務所長	同	照	沼	正元
同 農地建設課長	農地部耕地第一課長	同	松	村	進
同 首席検査監 (農地建設課付)	同 首席検査監	同	篠	原	衛
同 農地拓務課長	総務部管財課長	事務吏員	加	藤	芳夫
同 副 参 事 (農地拓務課付)	農地部副参事(拓務課付)	同	小	高	竜雄
同 技佐(農地建設課付) 兼企画室技佐	同 耕地第一課主査	技術吏員	岡	野	繁雄
水戸土地改良事務所長 兼県北農林事務所技佐	江戸崎土地改良事務所長	同	古	田	土湊
江戸崎土地改良事務所長 兼県南農林事務所技佐	福岡堰土地改良事務所長	同	酒	井	善吉
土 浦 同 兼県南農林事務所技佐	常陸太田土地改良事務所長	同	小	林	貞良
鉾田土木事務所長	水戸土木事務所工務第 二課長	同	菊	池	五郎
竜ヶ崎 同	道路補修事務所長	同	坂	本	斐
鹿島臨海工業地帯建設 事務所次長	鹿島地帯特産指導所長	同	塚	本	進

同	総務部長	土木部監理課課長補佐	事務吏員	埜	清	次
同	港湾部長	鹿島港建設事務所長	技術吏員	吉	田	文男
同	都市計画部長	鹿島臨海工業地帯建設事務所技佐兼次長	同	飯	島	正夫
土木部技佐兼土木部検査室検査監		鉾田土木事務所長	同	柴	田	吉松
出納事務局次長		衛生部医薬務課課長補佐	事務吏員	青	木	正寿

解 兼 務

新	現	職	氏	名
農業大学校長を解く	農林水産部長兼農業大学校長	事務吏員	田	口正信
鹿島臨海工業地帯建設事務所長を解く	参事(開発部付)兼鹿島臨海工業地帯建設事務所長	同	生	田目三好
総務部公営事業所長を解く	参事(総務部付)兼総務部公営事業所長	同	関	野資農夫
県民室副参事を解く	県民室次長兼副参事	同	吉	田弘
県西農林事務所農政課長を解く	県西農林事務所次長兼農政課長	同	下	島八郎

事 務 代 理

新	現	職	氏	名
土木部港湾課長事務代理	土木部港湾課課長補佐	事務吏員	安	島長生

雑 報

●市町村長の当選

6月30日に行なわれた大穂町長選挙の結果次の者が当選した。

中 山 勇

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所